

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書処理規程（平成16年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(事務局長等の経由)</p> <p>第16条 学長，副学長，図書館長又は病院長の決裁を受けようとする文書は，あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。</p> <p>2 事務局長の決裁又は承認を受けようとする文書は，あらかじめ総務課長及び事務局企画調整役（総務・教務担当）を経由しなければならない。ただし，当該文書が定型的なものであると起案課の課長が判断したものであるについては，この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，令和4年5月13日から施行し，改正後の旭川医科大学文書処理規程は，令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第1号(第8条第1号関係)</p>	<p>(略)</p> <p>(事務局長等の経由)</p> <p>第16条 学長，副学長，図書館長又は病院長の決裁を受けようとする文書は，あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。</p> <p>2 事務局長の決裁又は承認を受けようとする文書は，あらかじめ総務課長及び事務局次長（総務・教務担当）を経由しなければならない。ただし，当該文書が定型的なものであると起案課の課長が判断したものであるについては，この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第1号(第8条第1号関係)</p>

別紙様式第2号(第8条第2号関係)

別紙様式第3号(第10条関係)

【改正理由】

令和4年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

別紙様式第2号(第8条第2号関係)

別紙様式第3号(第10条関係)